

株 主 各 位

大阪市中央区備後町二丁目4番9号
東邦金属株式会社
代表取締役社長 小 樋 誠 二

第72回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第72回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月27日（月曜日）午後5時45分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日） 午前10時
2. 場 所 大阪市中央区今橋四丁目4番11号 大阪倶楽部4階
3. 目 的 事 項

報告事項 第72期（2021年4月1日から
2022年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 資本金の額の減少及び剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第6号議案 | 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈及び役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件 |
| 第7号議案 | 取締役の報酬等の額の改定の件 |
| 第8号議案 | 監査役の報酬等の額の改定の件 |

以 上

※ 当日ご出席の株主様へのお土産は廃止させていただいております。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

- ◎ 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tohokinzoku.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の計算書類は、会計監査人及び監査役が監査報告書を作成するに際して監査をした計算書類の一部であります。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tohokinzoku.co.jp/>）に掲載させていただきます。

<新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ>

当社第72回定時株主総会における、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた当社の対応につきましては、ご出席の株主様の安全を第一に考え、以下のとおり運営させていただきます。

株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 株主様へのお願い

- ・感染防止拡大のため、本年はご出席を自粛いただき、書面による議決権行使を強くご推奨申し上げます。

2. ご来場される株主様へ

- ・株主総会開催時点での流行状況やご自身の体調をお確かめの上、マスク着用などの感染予防策にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
- ・株主総会会場におきましては、受付前に検温をさせていただく場合がございます。また、マスクのご着用やアルコール消毒液のご使用等のご協力をお願いする場合がございます。
- ・会場内では、席を空けてご着席をお願いする場合がございます。

3. 当社の対応について

- ・株主総会開催日時点の状況に応じ、アルコール消毒液の設置、株主総会に出席する取締役・監査役及び運営スタッフのマスク着用等、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。
- ・ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けをさせていただきます場合もございますので、あらかじめご了承ください。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tohokinzoku.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度（2021年4月1日～2022年3月31日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のためのワクチン接種が進展するとともに、経済活動の再開が推進され、景況感は改善されました。しかしながら、本年に入りオミクロン株への置き換わりによる感染拡大は第6波を迎え、厳しい状況が続いております。

海外においても、新型コロナウイルス感染症は、再拡大を繰り返しており、特に物流の混乱による納期遅延や品薄状態が発生するなど依然として先行きは不透明な状況にあります。

このような状況下、当社は安定した利益の確保を最重要課題に掲げ、売上高の確保、原材料の安定調達及び材料歩留改善、生産性改善、購入価格低減、固定費削減などの原価低減活動に注力いたしました。

売上高は、貴金属電極の材料が高騰したことを受け、その連動により販売価格が大幅に上昇したことに加え、タングステン・モリブデン製品が漸く需要低迷期を脱し、好調に推移したことにより、6,400百万円（前期 4,173百万円）と前期比53.4%の大幅な増収となりました。

損益面は、増収効果に加え、歩留改善等の変動費の抑制により売上原価率が改善し、営業利益は685百万円（前期 127百万円）となりました。

営業外収益は受取利息及び配当金、雇用調整助成金等により49百万円となり、営業外費用は支払利息等により27百万円となりました。

結果、経常利益は707百万円（前期 184百万円）となり、固定資産除却損16百万円を特別損失に計上したことにより、当期純利益は601百万円（前期 149百万円）となりました。

セグメント区分別の状況は、次のとおりであります。

（電気・電子）

タングステン・モリブデン製品の売上高は、半導体、自動車関連での需要回復により、好調に推移し、1,616百万円（前期 1,221百万円）と32.3%の増収となりました。

焼成品の売上高は、自動車用電極部品を主力製品とする貴金属電極の材料が半導体製造装置部品での需要増や、環境関連での注目の材料としての思惑等から高騰したことを受け、その連動による販売価格が大幅に上昇したことにより、4,341百万円（前期 2,534百万円）と71.3%の大幅な増収となりました。

この結果、電気・電子合計の売上高は5,957百万円（前期 3,756百万円）と58.6%の増収となり、営業利益は717百万円（前期 169百万円）となりました。

（超硬合金）

超硬合金は、売上高 442百万円（前期 417百万円）と6.1%の増収となり、営業損失32百万円（前期 営業損失41百万円）となりました。

（注）当事業年度より製品区分を見直し、「合金及び電気・電子部品」と「その他製品」を統合し、「焼成品」に変更しております。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当事業年度における設備投資の総額は165百万円であり、主な内容は、設備の更新及び生産改善設備であります。これに要した資金は自己資金及び借入金によっております。

(3) 財産及び損益の状況

区 分	第 69 期 (2019年3月期)	第 70 期 (2020年3月期)	第 71 期 (2021年3月期)	第72期(当事業年度) (2022年3月期)
売 上 高 (千円)	4,157,388	3,750,829	4,173,153	6,400,456
経 常 利 益 (千円) (△は損失)	160,275	△163,645	184,146	707,598
当 期 純 利 益 (千円) (△は純損失)	74,305	△169,250	149,465	601,833
1株当たり当期純利益(円) (△は純損失)	32.04	△72.99	64.46	259.59
総 資 産 (千円)	5,006,249	4,814,514	5,460,138	5,800,716
純 資 産 (千円)	2,291,894	2,073,239	2,299,026	2,989,384
1株当たり純資産(円)	988.33	894.18	991.60	1,289.44

- （注）
- 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。
 - 1株当たり純資産は期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。
 - 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(4) 対処すべき課題

当社が製造しているタングステン・モリブデン製品はニッチな市場になっており、国内において一貫生産を行う企業も数少なくなっています。このニッチな市場で安定基盤を作り、その基盤の上に新しい付加価値を持った製品の製造販売に取り組み、適正な利益を確保し、継続的に企業価値を高めるために、以下の重点政策に取り組んでまいります。

【組織・体制】

- ① 顧客の要求にこたえる高品質・安定供給の追求
 - ・守るべき技術をひたむきに伝承するとともに、必要に応じて、設備を更新する。
 - ・海外顧客にも積極的に対応し、拡販できる体制を作る。
 - ・製造技術、管理技術のレベルアップにより、顧客迷惑度ゼロの品質を目指す。
- ② 製造販売体制の機能の強化
 - ・営業は、精度の高い製品等の情報を入手し、購買、製造の司令塔となる。
 - ・購買は、グローバルな最適調達を行う。
 - ・製造は、半自動化を含めた自動化などで、工程の省人化を目指す。
- ③ ステークホルダーへの説明責任
 - ・内部統制の強化及びコンプライアンスの徹底でガバナンスを高める。
 - ・ハラスメントを防止し、安全、安心な職場づくりを行うとともに、人、地域、地球にやさしいE C Oライフの実現を目指す。
 - ・太陽光発電の導入や再生可能エネルギーの利用でC O 2排出削減を目指す。

【各事業】

- ① 成長ドライバーについて
 - ・貴金属電極は新たな材料を用いた電極を開発し、販売を目指す。特許を用いた製法で海外顧客の産業用貴金属電極の販売拡大を図る。
 - ・医療部材・半導体部材はメイドインジャパン品質のタングステン・モリブデン部材で販売拡大を図る。
- ② 基幹事業について
 - ・放熱基盤部材、測温部材、超硬部材については急激な増産に対応できるよう取り組む。
 - ・合金部材に関しては他社撤退に伴う引き合いを軌道に乗せる。
- ③ 既存事業について
 - ・当社の製品群は、あらゆる分野で使用されているが将来が見込まれないと判断した製品については、「選択と集中」に則り、事業の仕分けを行い、実行していく。

④ 新規事業について

- ・ 下記の研究テーマに関しては、基礎的な特許を取得済みであり、各種関係機関とさらなる基礎研究に取り組んでいる。早い段階で、市場投入できるよう開発営業に注力する。

研究テーマ：マグネシウム合金関連、核融合関連、遮蔽服関連、貴金属電極

株主の皆様には、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

タングステン・モリブデン部門	蛍光灯及びハロゲンランプ用ワイヤー、放電灯用タングステン電極、高純度タングステン線棒及び加工部品、タングステン釣糸、照明灯用サポート・アンカー・マンドレル及びブリード用ワイヤー、高温炉用構造部品、マグネトロン部品、タングステン・モリブデン板及び板加工品、TIG溶接用電極、放射線防護服
焼成製品部門	銅タングステン及び銀タングステン合金製品、タングステン重合金製品、貴金属電極、各種焼結電極、浴湯測温用モリブデン合金シース
超硬合金部門	削岩機用・穿孔機用の各種ビット、都市土木用各種ビット、耐磨耗部品、鉱山用・耐磨耗用及び切削用超硬合金チップ、軟弱地盤穿孔用補助工具システム、地雷除去機用部品

(注) 当事業年度より事業部門を見直し、「合金及び電気・電子部品部門」と「その他部門」を統合し、「焼成製品部門」に変更しております。

(6) 主要な営業所及び工場（2022年3月31日現在）

営業所	本社	大阪市中央区
	東京支店	東京都港区
工場	門司工場	北九州市門司区
	寝屋川工場	大阪府寝屋川市

(7) 使用人の状況（2022年3月31日現在）

使用人数（前事業年度末比）	平均年齢	平均勤続年数
137名（2名減）	41.5才	19.3年

- (注) 1. 上記使用人数は正社員数であり、使用人兼務取締役は含まれておりません。
2. この他、派遣及びパートタイマー等臨時従業員数は120名であります。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(9) 主要な借入先及び借入額 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	600,000
株式会社伊予銀行	510,000
株式会社商工組合中央金庫	300,000

2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 4,800,000株
(2) 発行済株式の総数 2,338,001株
(3) 事業年度末の株主数 2,860名
(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
太陽鋳工株式会社	726,700	31.35
双日株式会社	126,800	5.47
共栄火災海上保険株式会社	78,570	3.39
株式会社三菱UFJ銀行	66,394	2.86
株式会社三井住友銀行	54,951	2.37
日本証券金融株式会社	53,300	2.30
三菱UFJ信託銀行株式会社	48,252	2.08
矢野金属株式会社	41,700	1.80
株式会社SBI証券	30,200	1.30
株式会社ニチリン	28,800	1.24

(注) 持株比率は自己株式 (19,634株) を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	小 樋 誠 二	管理部門・品質保証 部門担当	太陽鉱工業株式会社代表取締役社長 株式会社ニチリン社外取締役 日本精化株式会社社外監査役
専 務 取 締 役	藤 原 一 信	営業・購買部門担当	
常 務 取 締 役	岩 隈 和 夫	工場部門担当	
取 締 役	渡 部 聡	超硬部長兼技術開発 部長	
取 締 役	鈴 木 一 史		
取 締 役	飯 島 宗 文		
常 勤 監 査 役	森 本 幾 雄		
監 査 役	深 瀬 真 一		日精興産株式会社代表取締役社長
監 査 役	黒 岩 松 彦		

- (注) 1. 取締役 鈴木一史及び取締役 飯島宗文の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 深瀬真一及び監査役 黒岩松彦の両氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役 渡部 聡氏は、2022年4月1日付で超硬部長兼技術開発部長の委嘱を解き、超硬部門・技術開発部門担当取締役に異動しております。
 4. 当社は、取締役 飯島宗文、監査役 深瀬真一及び監査役 黒岩松彦の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

取締役の業績向上への意欲を高め、長期的な企業価値の増大に資する報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という）の原案を代表取締役社長が作成し、2021年2月25日開催の取締役会において決定方針の決議をいたしました。

イ. 決定方針の内容の概要

当社の取締役の報酬は、取締役の業績向上への意欲を高め、長期的な企業価値の増大に資する体系とすることを基本方針とし、固定報酬を支払うこととします。固定報酬は、月例の固定報酬とし、業績に対する功績、役位、職責、在任年数、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。また、固定報酬とは別に、一定の算定に基づき、退職慰労金を退任後に支払うこととします。

ウ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、代表取締役社長が、決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行った上、原案を作成、提案し、取締役会にて、その内容を審議しており、決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、1985年6月28日開催の第35回定時株主総会において月額7,000千円以内(但し、使用人給与は含まない)と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名(うち、社外取締役は2名)です。

当社監査役の金銭報酬の額は、1985年6月28日開催の第35回定時株主総会において月額2,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる役員 の員数(名)
		固定報酬	退職慰労金	
取締役(社外取締役を除く)	69,037	59,937	9,100	4
監査役(社外監査役を除く)	9,780	8,280	1,500	1
社外取締役	6,600	6,000	600	2
社外監査役	6,600	6,000	600	2

(注) 1. 支給額には使用人兼務取締役の使用人給与8,400千円は含まれておりません。

2. 退職慰労金は、役員退職慰労引当金繰入額を含めております。

(3) 責任限定契約の概要

当社は、鈴木一史氏、飯島宗文氏、森本幾雄氏、深瀬真一氏及び黒岩松彦氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が規定する損害賠償責任の限度額を上限とすることを旨とする責任限定契約を締結しております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、すべての取締役、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その保険料は当社が全額負担しております。

当該保険契約の内容は、被保険者が株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用を補填するものであります。

なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者における故意又は犯罪行為等に起因して発生した損害賠償は、保険金支払の対象外としております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役 鈴木一史氏は、太陽鋳工株式会社の代表取締役社長、株式会社ニチリン社外取締役、日本精化株式会社社外監査役を兼務しております。太陽鋳工株式会社は当社の発行済株式の31.35%を保有する株主であり、当社は同社よりモリブデン原材料の購入を行っております。株式会社ニチリンは当社の発行済株式の1.24%を保有する株主であります。同社と当社の間には取引関係はありません。日本精化株式会社は当社の発行済株式の1.14%を保有する株主であります。同社と当社の間には取引関係はありません。

監査役 深瀬真一氏は日精興産株式会社の代表取締役社長を兼務しております。同社は当社との間に賃貸借契約の取引関係があります。

② 主要な取引先等の特定関係事業者との関係

取締役 鈴木一史氏の3親等以内の親族である鈴木一誠氏は、当社の主要な取引先である太陽鋳工株式会社の代表取締役会長であります。

③ 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	鈴木一史	当事業年度開催の取締役会12回のすべてに出席し、海外業務の経験に加え、当社に関する業界に精通し、企業経営に関する幅広い見識に基づき、質問・提言等を適宜行うことなどにより、社外取締役としての適切な役割を果たしております。
取締役	飯島宗文	当事業年度開催の取締役会12回中11回に出席し、他業種の経営者及び監査役としての豊富な経験から培われた知見及び高い見識に基づき、取締役会では忌憚のない意見を述べており、社外取締役としての適切な役割を果たしております。
監査役	深瀬真一	当事業年度開催の取締役会12回のすべてに出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。当事業年度開催の監査役会12回のすべてに出席し、監査に関する重要事項の協議等を行っております。また、経営トップとの意見交換会に参加するとともに、適宜事業所の現場往査を行っております。
監査役	黒岩松彦	当事業年度開催の取締役会12回のすべてに出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。当事業年度開催の監査役会12回のすべてに出席し、監査に関する重要事項の協議等を行っております。また、経営トップとの意見交換会に参加しております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 名 称 監査法人和宏事務所

(2) 報酬等の額

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬 12,500千円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 12,500千円

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査実績を確認し、当該事業年度の監査計画における内容、監査時間及び報酬見積りの算出根拠を検証し、監査の遂行状況の相当性及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記のほか会計監査人の解任又は不再任の決定は、法令違反等による懲戒処分や欠格事由の有無、独立性、内部管理体制、監査品質及び品質管理体制、監査報酬の水準、継続監査期間、監査活動の適切性等の職務の執行に関する事項を総合的に判断する方針に基づき、検証の結果、会計監査人として相当性が認められない場合は、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該議案を株主総会へ提案いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 決議の内容の概要

当社は、2006年5月26日開催の取締役会におきまして、「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。

なお、本決議は適宜に改定を行っており、下記は最新の決議の内容であります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 当社は取締役及び使用人が法令、定款その他の社会的規範に従って事業を運営するため東邦金属行動憲章を宣言し、コンプライアンス体制の基盤となる東邦金属行動指針を策定しています。
- b. 東邦金属行動憲章の遵守を徹底するため、倫理規定その他の関連規定を整備するほか、内部監査室を設置しています。万一違反が発見された場合は、すみやかに当社の内部統制委員会において報告し、その解決策を決定します。また、内部通報制度として、窓口を社内に加え社外にも設置し、使用人等からの相談・通報を直接受けた際は、問題の早期解決を図りつつ、通報者の秘密を厳守するとともに、通報者が不利益を被ることがないよう万全の体制を期しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は法令及び情報管理規定、プライバシー・ポリシー、株主さまの個人情報に関する方針その他の社内規定に基づき、適切に文書及び情報の保存及び管理を行います。

③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- a. 当社はISO9001及びISO14001の認証を受け、当社が損失の危険として最も重要視すべき品質管理及び環境保全に対し、積極的に取り組んでいます。
- b. 各部長は、その担当する部門において発生する可能性がある安全衛生、環境・防災、品質、情報管理、知的財産その他の事業上のリスクを適切に把握・評価し、その発生 of 未然防止を図ります。
- c. 事業運営に重大な影響を与える経営危機が発生したときは、あらかじめ定める危機管理規定に従い、緊急対策本部を設置して対応します。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 当社は取締役会を定期的に、また、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行います。

- b. 取締役会の機能をより機動的かつ強化されたものとし経営の効率を向上させるため、毎月1回経営会議を開催しています。ここでは、経営に関する重要な事項について意思決定を行うほか、経営計画及び経営方針を策定し発表を行っています。
 - c. 日常的な業務については個別に決裁権限を定め、効率性と慎重性を兼ね備えた業務執行を実現しています。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合におけるその使用人及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- a. 監査役が使用人の設置を求めた場合は、当社は、その業務補助のため監査役スタッフを任命します。
 - b. 監査役スタッフの人事異動、報酬、懲戒その他の人事考課については、取締役が監査役の同意を得て行うものとします。
- ⑥ 監査役への報告に関する体制
- a. 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項、当社に著しい影響をおよぼすおそれのある事項、毎月の経営状況として重要な事項、内部通報のあった事実その他の重要事項を遅滞なく報告するものとします。
 - b. 取締役又は使用人は、その業務執行について監査役から説明を求められたときは、これに応じるものとします。
 - c. 規定により整備している内部通報制度を通じ、使用人は監査役に対し匿名で通報することができるほか、取締役、使用人及び監査役は通報した使用人が不利益な処遇を受けることがないよう、十分な配慮を図るものとします。
- ⑦ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の請求その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する体制
- 監査役から旅費交通費その他費用の前払い又は償還の請求があったときは、その費用が職務に関するものと認められるかぎり、社内規定に従い迅速にお支払いいたします。
- ⑧ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 監査役は、取締役会、経営会議その他の重要な会議に出席することができるものとします。
 - b. 監査役は、取締役、会計監査人及び内部監査室と定期的な情報交換を行うなど、緊密な連携を保つものとします。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- a. 財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある法令に基づき、評価、維持、改善等を行います。
 - b. 当社は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努めます。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役会は、決議事項等を具体的に定めた社内規定に従って活発な議論のもと審議を行い、迅速に意思決定するとともに、取締役の業務の執行を監督しております。また、取締役会の実効性の向上に資するよう各役員にアンケートを実施し、改善に努めております。

内部統制委員会は、法令遵守、リスク管理、財務報告に係る内部統制の体制の整備、維持を目的として設置され、法令、定款及び社内規定の遵守状況の監視等を行うとともに、定期的にその内容を取締役に報告しております。

監査役は、監査役会で決定された監査方針、監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会、経営会議等の重要会議の出席、重要な決議書類の閲覧、代表取締役社長を含めた取締役、内部監査室、品質保証部並びに会計監査人との間の意見交換、情報共有等により監査の実効性を高めております。

内部監査室は法令・規定遵守の観点から、業務全般にわたる内部監査を実施するとともに、通報制度の運用等を実施しております。

品質保証部は品質管理及び環境保全の観点から、業務全般にわたる内部監査を実施しております。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。ただし、比率、「使用人の状況」の平均年令、平均勤続年数、及び「財産及び損益の状況」の1株当たり情報は表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産	の 部	負 債	の 部
流動資産	3,581,024	流動負債	1,683,630
現金及び預金	493,190	支払手形	4,572
受取手形	185,135	買掛金	136,606
電子記録債権	176,783	電子記録債務	306,866
売掛金	1,043,668	短期借入金	500,000
商品及び製品	75,209	1年内返済予定の長期借入金	330,000
仕掛品	904,300	リース債務	9,736
原材料及び貯蔵品	658,041	未払金	160,103
前払費用	26,370	未払法人税等	99,023
その他	18,323	未払費用	20,762
固定資産	2,219,691	前受金	4,925
有形固定資産	1,411,651	預り金	34,615
建物	286,014	賞与引当金	1,120
構築物	12,448	営業外電子記録債務	68,399
機械及び装置	246,527	その他	6,898
車両運搬具及び工具器具備品	46,643	固定負債	1,127,701
土地	782,785	長期借入金	580,000
リース資産	36,052	リース債務	27,125
建設仮勘定	1,180	繰延税金負債	144,979
無形固定資産	1,090	退職給付引当金	286,568
ソフトウェア	611	役員退職慰労引当金	74,995
リース資産	479	資産除去債務	9,172
投資その他の資産	806,949	その他	4,860
投資有価証券	734,712	負債合計	2,811,331
関係会社株式	16,435	純資産	の 部
その他	62,151	株主資本	2,564,499
貸倒引当金	△6,350	資本金	2,531,828
資産合計	5,800,716	資本剰余金	237,794
		その他資本剰余金	237,794
		利益剰余金	△177,036
		その他利益剰余金	△177,036
		繰越利益剰余金	△177,036
		自己株式	△28,087
		評価・換算差額等	424,885
		その他有価証券評価差額金	424,885
		純資産合計	2,989,384
		負債及び純資産合計	5,800,716

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高	6,400,456	
売 上 原 価	5,184,813	
売 上 総 利 益	1,215,643	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	530,014	
営 業 利 益	685,629	
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	25,615	
助 成 金 収 入	16,649	
そ の 他	6,887	49,151
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	20,251	
固 定 資 産 除 却 損	5,890	
そ の 他	1,040	27,182
経 常 利 益	707,598	
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	16,467	16,467
税 引 前 当 期 純 利 益	691,130	
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	98,851	
法 人 税 等 調 整 額	△9,553	89,297
当 期 純 利 益	601,833	

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

項目	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合 計
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合 計		
2021年4月1日残高	2,531,828	237,794	237,794	△777,922	△777,922	△27,942	1,963,757
会計方針の変更による累積的影響額				△946	△946		△946
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,531,828	237,794	237,794	△778,869	△778,869	△27,942	1,962,811
事業年度中の変動額							
当期純利益				601,833	601,833		601,833
自己株式の取得						△145	△145
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	601,833	601,833	△145	601,688
2022年3月31日残高	2,531,828	237,794	237,794	△177,036	△177,036	△28,087	2,564,499

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有 価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2021年4月1日残高	335,268	335,268	2,299,026
会計方針の変更による累積的影響額			△946
会計方針の変更を反映した当期首残高	335,268	335,268	2,298,079
事業年度中の変動額			
当期純利益			601,833
自己株式の取得			△145
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	89,616	89,616	89,616
事業年度中の変動額合計	89,616	89,616	691,304
2022年3月31日残高	424,885	424,885	2,989,384

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

東邦金属株式会社
取締役会 御中

監査法人和宏事務所

大阪府大阪市

代表社員	公認会計士	南	幸治
業務執行社員			
代表社員	公認会計士	平	岩雅司
業務執行社員			

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東邦金属株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第72期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査の計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の用人人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び用人人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び工場等主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び用人人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、監査法人和宏事務所と協議を行うとともに、その監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討しました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められませんでした。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められませんでした。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人監査法人和宏事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

東邦金属株式会社 監査役会
常勤監査役 森 本 幾 雄 ㊟
社外監査役 深 瀬 真 一 ㊟
社外監査役 黒 岩 松 彦 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 資本金の額の減少及び剰余金の処分の件

当社は、現在生じている繰越利益剰余金の欠損を補填し、早期復配に向けた環境整備を行うこと及び今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保し、資本構成の最適化及び財務体質の健全化を図ることを目的として、資本金の額の減少及び剰余金の処分を行いたく存じます。

なお、本議案は、会社法第447条第1項に基づき、発行済株式総数を変更することなく、資本金の額のみを減少いたしますので、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではありません。

また、貸借対照表の純資産の部における勘定科目の振替処理であり、当社の純資産額に変更を生じさせるものではありません。

1. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

2022年3月31日現在の資本金の額2,531,828,642円のうち、2,431,828,642円を減少させ、資本金の額を100,000,000円とし、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えます。

(2) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2022年8月2日

2. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記の資本金の額の減少の効力発生を条件に、資本金の額の減少により増加したその他資本剰余金の一部を繰越利益剰余金に振り替え、繰越利益剰余金の欠損補填に充当いたします。これにより、振替後の繰越利益剰余金は0円となります。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 177,036,373円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 177,036,373円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示による提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
<p>第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示による提供)</p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、提供することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第15条 (電子提供措置等)</p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>② <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>附則</p> <p><u>第1条（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）</u></p> <p><u>現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示による提供）の削除及び変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>② <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示による提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>③ <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（6名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営の効率化を図るため1名減員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	<p>こ ひ せい じ 小 樋 誠 二 1958年6月20日生</p>	<p>1981年4月 当社入社 2006年4月 当社品質保証部部长 2008年4月 当社深川工場工場長 2010年6月 当社品質保証部部长 2011年4月 当社門司工場工場長 2013年8月 当社品質保証部部长 2013年10月 当社内部監査室室長兼品質保証部部长 2014年4月 当社寝屋川工場工場長 2016年4月 当社生産本部本部長兼技術開発部部长 2016年6月 当社取締役生産本部長兼技術開発部部长 2018年6月 当社代表取締役社長 現在に至る</p>	3,600株
<p>(取締役候補者とした理由) 小樋誠二氏は、長年にわたり当社の生産部門及び品質保証部門に携わった経験から、技術者としての幅広い知識を有していることに加え、当社代表取締役社長として取締役会を運営、統括し、経営者としての経験に基づく強いリーダーシップを有しております。したがって、経営戦略の実行、推進をする適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 数
2	ふじ わら かず のぶ 藤 原 一 信 1962年1月10日生	1985年11月 太陽鋳工株式会社入社 2002年7月 同社営業部大阪支店長 2006年10月 同社京都工場工場長 2009年12月 同社福井工場工場長 2013年4月 当社嘱託 2013年6月 当社取締役営業本部長兼東京支店長 2015年6月 当社常務取締役 2020年6月 当社専務取締役 現在に至る	2,700株
	(取締役候補者とした理由) 藤原一信氏は、太陽鋳工株式会社において支店長及び工場長を歴任した経験に加え、当社取締役として経営に携わり、高い見識と能力を有していることから、収益改善を推進する適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		
3	いわ くま かず お 岩 隈 和 夫 1960年7月4日生	1984年4月 当社入社 2013年7月 当社門司工場工場長 2016年6月 当社取締役門司工場長 2020年6月 当社常務取締役門司工場長 2021年4月 当社常務取締役 現在に至る	2,061株
	(取締役候補者とした理由) 岩隈和夫氏は、長年にわたり当社の生産部門に携わった経験から、技術者としての幅広い知識を有し、また工場運営の経験を生産の側面から経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 数
4	すず き かす ふみ 鈴木 一 史 1976年2月11日生	1998年4月 日商岩井株式会社（現 双日株式会社）入社 2005年7月 Sojitz (Malaysia) Sdn.Bhd. 出向 2008年4月 Sojitz Taiwan Corporation（台湾 双日股份有限公司）出向 2013年10月 太陽鋳工株式会社入社 開発部部长 2014年6月 同社取締役開発部部长 2015年6月 同社常務取締役 2015年6月 当社取締役 現在に至る 2017年6月 太陽鋳工株式会社取締役副社長 2018年6月 同社代表取締役社長 現在に至る （重要な兼職の状況） 太陽鋳工株式会社代表取締役社長 株式会社ニチリン社外取締役 日本精化株式会社社外監査役	0株
<p>（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割）</p> <p>鈴木一史氏は、経営者として培った豊富な経験及び経営全般に関する高い知見と能力を有しております。同氏には、双日株式会社において海外業務を行った経験に加え、当社に関する業界に精通し、幅広い見識を有していることから、当社事業の収益強化に貢献されることを期待しております。</p> <p>以上のことから、当社の持続的な企業価値向上の実現のために社外取締役として適切な人材と判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏が社外取締役に就任してからの年数は7年であります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 数
5	い い い じ ま む ね ふ み 飯 島 宗 文 1945年7月20日生	1993年3月 共栄火災海上保険相互会社東北第一支 店長 1997年3月 同社営業推進部長 1999年6月 同社取締役関西圏総合開発部長 2000年6月 同社上席執行役員関西圏総合開発部長 2001年4月 同社上席執行役員 2001年6月 同社常務取締役 2003年6月 共栄火災海上保険株式会社常務取締役 2004年6月 共栄火災しんらい生命保険株式会社 (現 フコクしんらい生命保険株式会 社) 監査役 2007年6月 当社監査役 2019年6月 当社取締役 現在に至る	0株
<p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割)</p> <p>飯島宗文氏は、他業種の経営者及び監査役として培った豊富な経験等に基づき、妥当性・適正性を確保するための俯瞰的な立場から経営に参画していただいております。同氏は、企業経営経験に鑑み、会社の経営に十分な見識を有しておられることから、当社事業の収益強化に貢献されることを期待しております。</p> <p>以上のことから、当社の持続的な企業価値向上の実現のために社外取締役として適切な人材と判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。なお、同氏が社外取締役に就任してからの年数は3年であります。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 鈴木一史及び飯島宗文の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 飯島宗文氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 鈴木一史氏は、現に、当社の特定関係事業者である太陽鉱工株式会社取締役を兼務しております。
5. 責任限定契約について
 当社は社外取締役鈴木一史及び飯島宗文の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が規定する損害賠償責任の限度額を上限とすることを旨とする責任限定契約を締結しております。両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で、同内容で契約を継続する予定であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約を保険会社との間で締結しており、当該保険により被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が補填されます。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。なお、保険料については取締役会決議により全額会社が負担し、本議案が原案どおり可決され、かつ、候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には、同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役 森本幾雄氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。監査役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
はやし なり ゆき 林 成 行 1958年10月12日生	1984年4月 当社入社 2012年10月 当社購買部部长 2016年10月 当社寝屋川工場工場長 2019年3月 当社内部監査室室長 現在に至る	0株
(監査役候補者とした理由について) 林成行氏は、入社以来当社の製造部門及び購買部門に携わり、当社の製造部門、購買部門、内部監査部門の責任者を歴任するなど、当社の事業内容や内部監査に関する豊富な経験及び知識を有しており、それらを当社の監査業務に活かしていただけるものと判断し、監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 責任限定契約について
当社は監査役候補者林成行氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が規定する損害賠償責任の限度額を上限とすることを旨とする責任限定契約を締結する予定であります。
3. 当社は、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、当該保険により被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が補填されます。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。なお、保険料については取締役会決議により全額会社が負担し、本議案が原案どおり可決され、かつ、候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には、同内容での更新を予定しております。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

また、本選任の効力につきましては、その就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとしたします。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
<p>木村敏文 1952年12月9日生</p>	<p>1975年4月 太陽鋳工株式会社入社 2001年7月 同社経理部部长 2006年5月 陽和興産株式会社監査役 2006年5月 太陽ビルディング株式会社社外監査役 現在に至る 2006年7月 太陽鋳工株式会社営業部大阪支店支店長 2007年6月 同社取締役総務部長兼経理部長 2013年4月 同社取締役福井工場長 2013年8月 鈴木薄荷株式会社社外監査役 現在に至る 2015年6月 太陽鋳工株式会社監査役 現在に至る (重要な兼職の状況) 太陽鋳工株式会社監査役 太陽ビルディング株式会社社外監査役 鈴木薄荷株式会社社外監査役</p>	<p>0株</p>
<p>(補欠の社外監査役候補者とした理由について) 木村敏文氏は、太陽鋳工株式会社において経理部部长を務め、また多数の企業における監査役としての豊富な経験に基づき、財務及び会計の観点に立ち、且つ客観的な見地から、当社の監査に携わっていただけるものと判断し、引き続き補欠の社外監査役候補者といたしました。</p>		

- (注)
- 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 木村敏文氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 - 木村敏文氏は、現に、当社の特定関係事業者である太陽鋳工株式会社の監査役を兼務しております。
 - 責任限定契約について
当社は補欠監査役候補者木村敏文氏が当社監査役に就任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が規定する損害賠償責任の限度額を上限とすることを旨とする責任限定契約を締結する予定であります。

5. 当社は、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、当該保険により被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が補填されます。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。なお、保険料については取締役会決議により全額会社が負担し、本議案が原案どおり可決され、かつ、候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には、同内容での更新を予定しております。

第6号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈及び役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

本総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任される渡部聡氏及び監査役を退任される森本幾雄氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役在任期間分については取締役会に、監査役在任期間分については監査役の協議にそれぞれご一願いたしたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
わたなべ さとし 渡部 聡	2017年6月 当社取締役 現在に至る
もりもと いくお 森本 幾雄	2013年6月 当社社外監査役 2014年6月 当社取締役 2020年6月 当社常勤監査役 現在に至る

当社は、コーポレート・ガバナンス強化の一環として役員報酬制度の見直しを行い、2022年5月12日開催の当社取締役会において、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、引き続き在任することとなります取締役5名及び監査役2名に対し、本総会終結の時までの在任期間を対象とし、従来の所定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を打ち切り支給することといたしたいと存じます。

なお、打ち切り支給の時期につきましては、各取締役及び各監査役の退任時とし、その具体的な金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一願いたしたいと存じます。

役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の対象となる取締役及び監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
こひせいじ 小 樋 誠 二	2016年6月 当社取締役 2018年6月 当社代表取締役社長 現在に至る
ふじわらかずのぶ 藤 原 一 信	2013年6月 当社取締役 2015年6月 当社常務取締役 2020年6月 当社専務取締役 現在に至る
いわくまかずお 岩 隈 和 夫	2016年6月 当社取締役 2020年6月 当社常務取締役 現在に至る
すずきかずふみ 鈴 木 一 史	2015年6月 当社社外取締役 現在に至る
い飯じまむねふみ 飯 島 宗 文	2007年6月 当社社外監査役 2019年6月 当社社外取締役 現在に至る
ふかせしんいち 深 瀬 真 一	2014年6月 当社社外監査役 現在に至る
くろいわまつひこ 黒 岩 松 彦	2019年6月 当社社外監査役 現在に至る

当社取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告に記載のとおりであります。本議案に基づく支給は、当該方針及び社内規定に沿うものであり、その内容は相当なものであると考えております。

第7号議案 取締役の報酬等の額の改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、1985年6月28日開催の当社第35回定時株主総会において、月額7,000千円以内（但し、使用人給与は含まない）として、ご決議をいただいたものでありますが、前回の報酬限度額改定から30年以上が経過しており、コーポレート・ガバナンスの一層の強化のために、また経済情勢や経営環境が変化したことにより、取締役の職責や求められる役割は拡充しております。こうした状況に鑑み、今後役員報酬を機動的に運用できる報酬体系にいたしたく、報酬額を月額による定めから年額による定めへ改め、取締役の報酬等の額を月額7,000千円以内から年額100,000千円以内（うち社外取締役分15,000千円以内）に改定したいと存じます。

当取締役報酬改定につきましては、固定報酬として基本報酬及び役職手当、業績の功績により算定する業績手当を支払うこととしており、コーポレート・ガバナンスの強化、今後の取締役の役割の拡充、質の確保等を総合的に勘案し、相当であると判断しております。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）であり、第3号議案のご承認が得られますと、取締役は5名（うち社外取締役2名）となります。

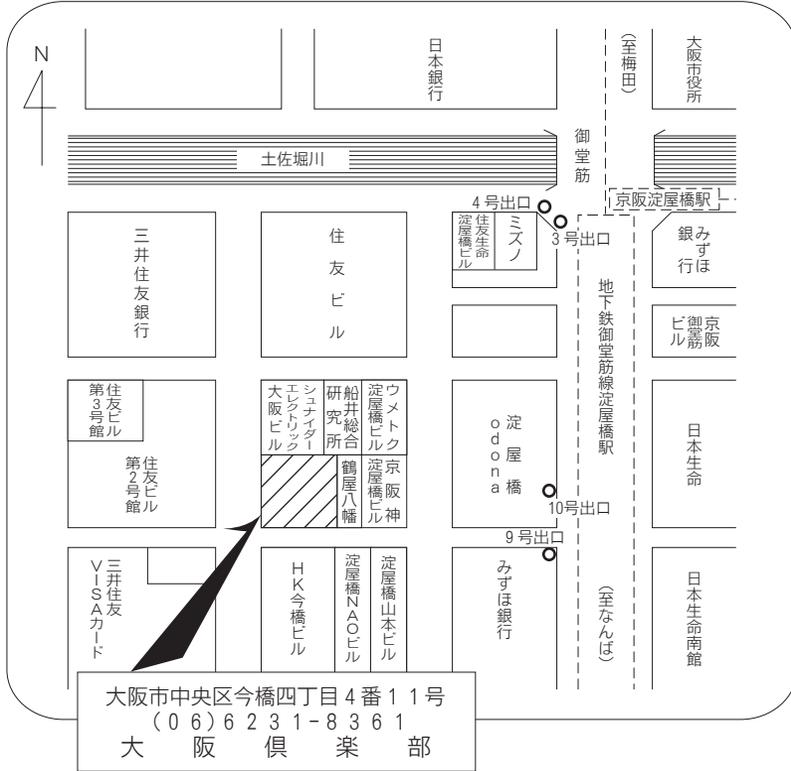
第8号議案 監査役の報酬等の額の改定の件

当社の監査役の報酬等の額は、1985年6月28日開催の当社第35回定時株主総会において、月額2,000千円以内として、ご決議をいただいたものでありますが、監査役による積極的かつ能動的な監査機能の発揮等、今後役員報酬を機動的に運用できる報酬体系にいたしたく、報酬限度額の年額は据え置いた上で、報酬額を月額による定めから年額による定めへ改め、監査役の報酬等の額を月額2,000千円以内から年額24,000千円以内に改定したいと存じます。

なお、現在の監査役は3名となります。

以上

株主総会会場ご案内



当会場の最寄り駅は、地下鉄（御堂筋線）及び京阪電鉄淀屋橋各駅より歩いて約7分

○印は、地下鉄（及び京阪電鉄）出入口

なお、会場の駐車場は利用できませんので、総会会場へは公共の交通機関をご利用ください。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本年はご出席を自粛いただき、書面による議決権行使を是非ともお願い申し上げます。